

健生食輸発0906第2号
令和5年9月6日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブ、パキスタン産ごまの種子のクロルピリホス、オランダ産いちごのブピリメート並びにベトナム産カラマンシーのプロフェノホス及びドリアンのプロシミドン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年8月31日付け薬生食輸発0831第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インドネシア産コーヒー豆のイソプロカルブについて、検査命令を解除したことから、令和5年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、パキスタン産ごまの種子のクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、これまでの検査実績を踏まえ、オランダ産いちごのブピリメート(製造者、製造所、輸出者及び包装者がFRESHCLUSIVEのものに限る。)についてモニタリング通知の別表第3から削除する。

さらに、検査命令の対象としたことから、ベトナム産カラマンシーのプロフェノホスについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除し、ベトナム産ドリアンのプロシミドンについてモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年9月6日	インドネシア	コーヒー豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(イソプロカルブ)	